

大阪市水道事業管理規程第14号

大阪市水道局会計規程の一部を改正する規程

大阪市水道局会計規程（昭和28年大阪市水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第23条関係） 〔表 別紙2 挿入〕	別表（第23条関係） 〔表 別紙1 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

[別表 別紙1]

現金取扱員となる職員	1人1日あたりの取扱限度額
総務部お客さまサービス課担当係長（滞納整理）	12,000,000円
総務部お客さまサービス課担当係長（料金徴収）	12,000,000円
[同左]	

[別表 別紙2]

現金取扱員となる職員	1人1日あたりの取扱限度額
総務部お客さまサービス課担当係長（滞納整理）	12,000,000円
[略]	